

## 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会

令和7年10月30日（木曜日）

開会 午前 9時55分

閉会 午後 0時20分

### 1. 議件

- (1) 森町高齢者福祉総合計画について
- (2) 特別養護老人ホーム統合に関する協定書について
- (3) 行政・シャリテさわら・統合推進人材・コンサルタントの役割分担について
- (4) 次回の日程について
- (5) その他

### ○出席委員（10名）

1番 伊藤 昇君	2番 河野 文彦君
3番 高橋 邦雄君	4番 河野 淳君
6番 野口周治君	7番 斎藤 優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木 修君
12番 東 隆一君	13番 松田 兼宗君

### ○欠席委員（2名）

5番 山田 誠君	10番 加藤 進君
----------	-----------

### ○出席説明員

副町長	瀬賢一君
総務課長	濱野尚史君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君
保健福祉子育て課参事	萩野友章君

### ○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	関孝憲君
議事係長兼庶務係長	長谷川拓哉君

開会 午前 9時55分

◎開会・開議の宣告

○委員長（伊藤 昇君） ただいまの出席委員数は10名です。定足数に達しましたので、第1回老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、改めまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。6月19日の森町議会6月第2回会議でこの委員会が設置され、図らずも私が委員長に指名をされました。この間正副委員長会議を開催して審議内容の協議を図り、本日の第1回目の開催となりました。本委員会は、高齢者福祉及び介護保険事業というこれから森町の重要な課題となることから、委員会運営に際し、委員各位のご協力を願いいたしまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

それでは、議題に入ります。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

◎議件

○委員長（伊藤 昇君） 初めに、森町高齢者福祉総合計画についてを議題とします。

萩野保健福祉子育て課参事、ご説明のほうよろしくお願ひいたします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） それでは、ご説明に入ります。

森町高齢者福祉総合計画、森町高齢者福祉計画、介護保険事業計画についてご説明させていただきます。表紙をめくっていただき、1ページを御覧願います。1、森町高齢者福祉計画について、高齢者福祉政策の推進の一環として令和9年度に向けて森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森を統合するに当たり、特別養護老人ホームの統合に関する事項として当該計画に反映させ、令和8年度に開催する森町高齢者福祉総合計画策定委員会において計画内容等を審議する予定であります。

次に、2、介護保険事業計画について、（1）、計画概要の説明となります。介護保険事業計画については3年に1度見直し、第9期介護保険事業計画は令和6年度から令和8年度までの3年間の期間で策定しております。第10期介護保険事業計画、これは令和9年度から令和11年度になりますが、こちらについては特別養護老人ホームの統合に関するサービス見込み量を精査し、全体のサービス見込み量を算定した上で介護保険事業計画を策定してまいります。

資料下段に年度別の流れを記載しておりますが、令和7年度は1つ目に基礎的な地域データ及び資料の整理、分析、2つ目に介護予防、日常生活圏域ニーズ調査の実施、3つ目に在宅介護実態調査を行う予定で業務を進めております。令和8年度は、第10期介護保険事業計画の策定、こちらは評価、検証を実施し、次期計画に向けて見直しを行うものであります。令和9年度から11年度までについては、第10期介護保険事業計画を推進してまい

ります。

次に、2ページをお開き願います。介護給付事業におけるサービス見込み量、地域密着型、施設サービスの見込み量の推計についてご説明いたします。表の上段側は、介護老人福祉施設さくらの園、シャリテさわらについての計画値及び実績値となっており、令和7年度については計画値、月113人に対して実績値、月103人、令和8年度については計画値、月115人に対して実績値、月105人で想定しております。現段階での第10期介護保険事業計画につきましては、さくらの園及びシャリテさわらの統合に向けて計画値、月55人に対して実績値、月55人で想定しております。

また、表の下段側、地域密着型介護老人福祉施設シャリテの森についての計画値及び実績値は、令和6年11月から休止しており、令和7年度、令和8年度の実績値は月ゼロ人であります。第10期の計画では令和9年度から令和11年度までの計画値は施設定員が29人であることから、計画値、月29人、実績値、月29人で想定しております。

また、短期入所生活介護、ショートステイについてもサービス見込み量を精査し、計画に反映してまいります。

なお、介護保険事業計画についても令和8年度に開催する森町高齢者福祉総合計画策定委員会において計画内容等を審議する予定となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。そうしましたら、まず1ページの1番、森町高齢者福祉計画、これにつきまして質疑を許します。質疑ございますでしょうか。

（「1ページというのは……」の声あり）

○委員長（伊藤 昇君） 1ページの1番です。森町高齢者福祉計画についてということでおございます。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 続きまして、2番の介護保険事業計画について、これについて質疑ございますでしょうか。

○委員（斎藤優香君） 令和7年度の実施計画、やることが3つ出ているのですけれども、もう令和7年度後半、もう終わりぐらいになってきているのですけれども、これで実施済みの事業というか、調査はあるのか、これからやるのか、ちょっと教えてください。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の3つの部分の業務なのですが、実際に業務委託をもう発注しております、これからアンケート調査等を実施する予定でございます。

以上です。

○委員（斎藤優香君） ということは、調査依頼かけているので、3月31日には全部のこの3つの案件は結果が出てくる。それをもって令和8年の計画を持っていくということになるということですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今斎藤委員からご質問あったとおり、令和7年度中に全て完了しまして、令和8年度に向けてその調査した内容等を精査して対応していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」の声多数あり)

○委員長（伊藤 昇君） そうしましたら、2ページに入りまして、(2)の介護給付事業におけるサービス見込み量、これについて質疑ございますでしょうか。

○委員（松田兼宗君） ちょっと1点気になるところなのですが、6年、7年、8年度もそうなのだけれども、115人ですよね、計画値が。それがシャリテの森も合わせても9年度84人に対してその差の人数というのはどういうふうに処理するつもりなのだろう。言っていること分かるかな、それお願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほどの説明でもちょっと触れさせていただいたのですが、これから計画を策定するに当たり、サービス見込み量というものを算定しなければいけない状況になっております。今松田委員からご質問あったとおり、この差の分というのをどうするのかということだと思うのですが、実際にこの辺もどういう動きをするかというのを今後見据えた上で考えていかなければいけないという部分も実際ありますし、単純に並行した状態で数値が動くすれば当然あふれる部分もありますので、そういう部分に関してはほかの施設とか、そういう部分に調整をするとか、いろんなことを考えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そうすると、森町の福祉政策を少なくしていくのだという考え方で進めていくということ。実績値からいってもこの人数の差というのはこの二、三年で無理に減らすという考え方で進めていくということなのだろうか。森町の福祉政策が後退するという考え方でやっていくのだというふうに理解していいのですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

森町の福祉政策の部分に関しては、低下させるということは考えておりません。ただ、実際にこれからどういう推移で人数が落ち込むとか上がるとかという部分が今の段階では見えませんので、その辺も含めて来年度の計画の策定委員会に諮りながら進めていきたいのですが、ただ実際私たちも今の段階でどういうふうに数字が動くかというのが実際のところ分からないところもありますので、都度都度把握した時点で特別調査委員会のほうに諮っていきたいと思っています。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 後退させる気はないと言いながら、後退でしょう、これ。ほかの施設に行ってもらうというさっき最初の説明で言ったけれども、結局そういうことになるわけでしょう。後退させていないって、それうそでしょう。後退させるでしょう、この計画だと。この実績値から予測のされていることからすれば。おかしいのではないの、それ。

というよりも、今入所している人たちに出ていってもらうというよりも、早く亡くなってくれって言っているようなものではない。受入先というのは予想されているのですか、もう実際にこの周辺の施設で。どの程度の施設があるわけ。介護 3 以上の人しか入っていないのです。と私は思うのだけれども、どうなのですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の計画の部分に関しては、私のほうからご説明いたす形になるのですが、これからちょっと説明する中で施設の中で調整する部分とかいろんな部分の説明もこれからございますので、そういった中で入所者の関係等もこれからやっていかなければいけない部分の一つとなりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） 松田委員、よろしいですか。もう一回、納得できなかつたらどうぞ。

○委員（松田兼宗君） 納得できる話ではないでしょう。これからやっていくのはいいけれども、福祉政策の後退というのはもうはっきりしているわけでしょう。それを認めないとという話ではないでしょう。この計画自体そういう後退になっていることを言っているわけです。それは違うという言い方はおかしいのではないのと言っているのです。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の第 9 期の介護保険事業計画の部分についてお答えする形になるのですが、実際に初年度、令和 6 年度につきましては、サービスの種別がいろいろあるのですけれども、今言われた施設サービスという部分が実際の計画値より下がった状況になっております。これからも実際に下がるというふうに私たちも担当課としては思っておりますけれども、ただその部分がまだ計画のちょうど中間地点ですので、どういう動きがするかというののははっきりちょっと分からぬ部分というのが実際ございます。ただ、今松田委員がおっしゃるとおり、後退するのではないかという部分に関して言えば、この施設のキャパが実際に定員が入れる部分というのが限られますので、そこに対してピンポイントで見た場合には確かにそういうふうに見えるかもしれませんけれども、サービス全体として考えたときには後退させないような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（野口周治君） 今の議論に関わるので、議論には事実が必要だという立場で尋ねます。

さくらの園とシャリテのここに上がるような数字の意味での収容可能な枠とそれに対してそれぞれの利用実績を実績について見せてもらう必要があるのではないかと。当然それに続く 8 年度から 9 年度以降の数字をどうやってつくったのかが分かるように、つまり切り分けたデータとして見せてもらう必要があるのではないかと。そうでないと、言葉で施策の方向性を語る以前にどういうことが起きようとしているのかが見えないのではないかと思うのです。それが 1 つ。

それから、この数字を、例えば計画値にしましょう。112人、113人、115人、次55人、ここにはまだ見えないのであるならば通常は中立で書くのだと思うのです。だけれども、ここには中立の数字ではなくて55人という意味のありそうな数字が出ている。なぜ55人なのですかということは説明していただかないと、何となくですなんていいう資料でこういう非常に具体的な、それも総量で半分以下にするような数字は出てきません。そこは説明していただかないと、具体的にどうやるかは後でという説明はそれはそうかもしれません、まずこの資料の段階で資料の言葉が全然足りないのではないかと思うのですが、いかがですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1つ目の部分、収容可能人数という部分ですが、実際に現段階ではさくらの園は50人、シャリテさわらも50人という形になっています。シャリテの森も29人、シャリテの森については今休止ですので、ゼロということで先ほど説明させていただきました。実際に統合するといった場合には1つの施設に統合しますので、シャリテさわらのほうに移行した場合には定員50名のキャパで動かすという形になりますので、まず施設規模としては50名という形になります。

今の2点目の55人の数字の根拠の部分ですが、実際に第9期の計画の8年度の実績値、これ推定値で入れていますけれども、105人ということでうちのほうで推定しております。この105人に対して実際に今言わたった定員が50人マイナスになりますので、満床だとしても50人ここから差し引いた状態で、それで55人という形で計算しております。

以上です。

○委員（野口周治君） 確認したいのですが、統合するの意味について、統合というのはいろんな意味合いを持ち得るのです。運用は統合するけれども、施設のトータルの規模は維持する、これも統合。それから、統合に当たって1つに集約して統合する、そういう形での統合。今回の場合には、あり得ない第3の選択肢は新しい入れ物をつくってそこに集めて統合する。いろんなパターンがあり得るはずなのです。その中の今私が挙げた仕方でいうと、第2番目の施設を1つに絞り込んで、つまり言い換えればさくらの園は閉所に持ち込んで施設を1つにする。シャリテの森を合わせれば2つですけれども、3つを2つにするという形でやるということを今言明されたということでおろしいですか、理解の仕方。それがもう方針として確定しているのだよと、そういう議論どこでしたかなというのもあってお尋ねしているのですけれども。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

野口委員がおっしゃったとおり、町の方針といたしましては今さくらの園のほうを閉所して、そしてシャリテさわらのほうに入所者の方移っていただきながら、シャリテさわら、シャリテの森、そこの施設1か所という形での統合ということを見据えて今作業といいますか、統合に向けたそういう準備を進めているというところでございます。

○委員（千葉圭一君） すみません、今の質問のお答えに対して再度お聞きしたいのです

けれども、統括監が前回全員協議会で話したときには令和9年の4月からスタートできるように準備を進めるという話であったと思うのです。だったら、この10期の計画はよく分かるのですけれども、協定書でも何でも令和9年度中に経営統合するというようなたしか契約、最初の話もそういう話で進めていたと思うのですけれども、令和9年度中ということはさくらの園もシャリテさわらも並行して推移しているはずなのです。そうすると、例えば令和9年度だけ見てもこの55人という数字は少な過ぎませんかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、確かに令和9年度4月からぴったりスタートすればこの数字でいくということで間違いないと思います。私もこの資料を作成するに当たって、令和9年度中にということの部分に関しては作り込みとしては考えて作っておりませんでしたので、今言われたように、ここにも書いているとおり、括弧書きで書いていますので、一応推計値としては書いていますけれども、今言われたご意見は策定委員会の中でちゃんと精査しながら進めたいと思っています。

以上です。

○委員（斎藤優香君） 私も同じなのですけれども、やはり入居さんたちがすごく不安に今思っていて、行くところがなくなるとかという声をすごく聞いているのです。そして、この数字になるともっと不安に思う方たちがすごくいるのではないかなと思うのです。前年までは105人という数字をキープしながら、次の年になったらもう半分以下しか町としては受け入れませんになるのは、ちょっと厳しいのではないかなとは思うのです。でも、これ2つを1つにしてシャリテでやるということなので、この数字になると思うのですけれども、その辺りはもう丁寧にやっていただきたいというのと、あとシャリテの森のほうです。最初の年度だけは、まあまあ計画値と同じような実績の人がいたにもかかわらず、その後全然いないのです。休止状態で、それが29人という最初の計画よりもずっと多い人数で、実績値も29人集めるということが本当に可能なのかという計画の妥当性というか、あるのかなというのが不安なのですけれども、お願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の部分、入所者の不安という部分に関しては十分注意を払って対応ていきたいと思っています。

2点目の部分です。計画値の部分ですが、実際に今シャリテの森が休止した状態で、シャリテさわら、さくらの園、満床に至っていませんけれども、100のキャパで動いております。ここの部分が実際に50マイナスになるのですけれども、シャリテの森を復活させることで29人プラスということなので、総体としては84名という形で動かす予定しております。そういった中で、先ほどもちょっとお話をありましたけれども、入所者のいろいろな調整とか、そういう部分は必ずご家族とか本人とかこれから進めていかなければいけない必須事項でございますので、そういう部分も丁寧に進めながら対応ていきたいと思

っています。

以上です。

○委員（斎藤優香君） もちろんご存じだと思いますけれども、やはり特老と地域密着型というのは全く違うものだと私は理解していて、そこにいきなり特老に入っている方たちを地域密着型に移ってくださいといふこともなかなか、入居さんのお金の問題とかも絡んでくると思うのです、ご家族の問題とか。それを簡単に数字が大体29余っているから、そちらに移ってもらえるのだというのは、ちょっと甘い見込みなのではないかなと思うのですけれども、そこはどのように考えているかお願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、費用の部分、そういう部分も当然違いますし、サービスは一般的に同等のものを提供できると思うのですけれども、やっぱり一番の部分というのは、先ほど言ったように、費用の部分だと思います。そういう部分も含めて実際に家族のほうに説明会というのも行っておりまして、その説明の中でもこれから個別に、そういう費用面とかの不安もありますので、常にお話をしながら進めていきたいと。単純に今シャリテの森が空いているから、そこに移ってくれというような考えでは全くございませんので、そこは家族と寄り添いながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員（斎藤優香君） 先ほど受入先はかも探すのだって言ったのですけれども、好日園とかもあるとはいえ、ほかの特老をあっせんするというのですか、こういうところあるということも視野に入れてのこの計画になるという先ほどの説明だったのですけれども、その辺はやはり費用の問題が一番入居さんたちは心配していると思うのですけれども、もう一度お願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

保健福祉の部分に関しては、計画の部分で当然数字とかいろんな部分を情報収集しながら策定していくという役割になります。その一方で、さくらの園、シャリテさわらのほうも含めて現場サイドのほうも実際に家族の意向も当然たくさん聞きながら、このままここにいるのか、それとも費用面とかいろんな問題があつてほかに移りたいという部分あるのか、そういう個別の聞き取りというのも実際にこれからやるということでお伺いしております。ですので、両方の部分を考えながら進めていきたいって考えておりますので、計画ありきで進めるということではなくて、現場の実際の状況も確認しながら計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） この計画というと、実際の話は1つの施設にするとどうしても入居枠も決まっていますので、この55人という人数は、数字が出てくるものだとは理解しておりますが、これから医療機関もはじめソーシャルワーカーもいますので、この施設に関するやっぱり町民も増えてくるわけです、高齢者も。この人数でこの森町の高齢者、こ

れを福祉サービスをするとなると、現段階の数字は福祉サービスの低下につながるものだと把握できるのです。その中で、シャリテの森と、地域2つあるのですけれども、今説明もあった費用面もあるのですけれども、あくまでも26ですか、枠……

(「9」の声あり)

○委員（高橋邦雄君） 9ですか。その中で、平等になるような森町としての政策をまず盛り込んでいかないと、納得はされないものだとちょっと考えております。

この計画なのですけれども、これってあくまでも中立的な数字なのです、僕から見たら。この上限というのをまず想定していませんし、例えば利用者数が特養は介護度3以上ですけれども、こういう方が増えるという想定はできるものだと思っています。これが抜本的に減るというような想定はちょっと考えにくいものだと。この増えたときの対応、地域の福祉施設に協力を願うというのも一つの方法だと思うのですけれども、町としてのこういう介護福祉サービス、どのように町民にも寄り添ってできるのかという計画的なものがやっぱり見えてこないと。ただ単に計画としてこの数字を出して、こうですよというのではなくて、もう一步踏み込んで、ではそのあふれた、ちょっとと言葉悪いのですけれども、入れなかつた方に対して、対象外の方にどのようにしていくのかというのを想定ではなくてもう計画としてきちっとこうしますというのを出していかないと納得はされないと思うのですが、どうですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の部分、いろいろな部分で費用面の部分のお話もありましたけれども、森町としての政策が必要ではないかというお話だと思うのですが、これは、今ご意見いただいたとおり、そのとおりだと思っています。ですので、こういう部分も含めて計画に盛り込んでいきたいと考えております。

2点目、3点目の部分ですが、もう一步踏み込んでとか、いろいろな部分で先ほど、ちょっとと言葉悪いのですけれども、あふれた方への対応というか、そういう部分も丁寧にどういう形で町として進めていかなければいけないかという議論は当然なされていきますので、そういう部分も当然計画のほうに盛り込めるように対応していきたいと思っています。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 例えば定員数よりも増えて利用できないと、そういう方にとって一番の有効策としてはショートステイ、ショートステイは介護度もそうですけれども、入居期日が決められているので、やり方としては例えばそこを利用しながら一度在宅にいく、またいつときショートを使うというようなやり方もあるのですけれども、森町にもいろんな施設があるので、老健さんもありますし、そことうまく協力しながら、入居できなかつた方たちのフォローではないのですけれども、福祉政策に向けて安心してここで暮らせるような考え方というのはお持ちでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今おっしゃったとおり、ショートステイ、そして在宅、そういう部分も含めていろいろ

な形でサービスの提供というのはあると思います。実際にその入所者に対してサービスがなるべく低下していかない、不利にならないような形で進めるというのは当然のことだと思いますし、そういう部分も計画の中で盛り込めることができれば当然盛り込んでいきたいと思っています。

以上です。

○委員（河野 淳君） 以前ちょっとお話を伺ったときに、老健施設と、あと地域密着型の違いは、費用の部分と介護サービスの必要最小限なのか、それとももうちょっといいサービスを提供するのかという違いの部分というのをお伺いしたのですけれども、その中で老健施設というのが制度的になかなか新規に増床というのが何か難しいということをお聞きしました。老健施設自体は赤字体質なので、増やせば増やすほど施設の運営費に大きくのしかかってくるので、今さくらの園50床で大体6,000万から8,000万くらい赤字出していますけれども、これ例えば2つ抱えるとなると1億2,000万から4,000万くらいの赤字が増えるということになると思います。実際経営計画の中では、地域密着型のほうが多分経営計画としてはつくりやすいというか、ある程度費用を入所者から取るということで経営的にはいいと思うのですけれども、実際シャリテのほうでうまくいかなかったというのは、多分介護を受ける本人よりも家族の方が費用面でどこまでのサービスを求めているかというところのニーズとマッチしなかったというのが原因ではないかなと個人的には思っています。やっぱり費用結構何万も違ってくるので、1年間トータルですると年金の金額を大幅に上回ってしまうという場面もあるので、家族からの支援がないと本人入っていられないという部分が多分大きかったと思うのですけれども、例えばこの地域密着型のサービスを、ちょっと何か変なのですけれども、必要最小限のサービスだけを選択して、なるべくサービスを増えないようにするという選択を入所者ができるのかどうかでも大分選択の幅が変わってくると思うのです。絶対かかるというサービスと、例えば選ぶと増えるというサービスというのが何かあるのかどうかということについてちょっと教えていただければと思います。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩を解いて会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今のご質問の部分で、質問に対して答えがちょっと違っていたらすみません。サービスの低下というか、必要最小限の部分だけ提供してという部分に関しては、今の段階で実際にできるかどうかという部分は制度的に確認しなければ駄目なので、改めてそこは確認した上でお答えしたいと思います。

実際に今河野委員からご質問あったとおり、シャリテのほうの地域密着型のほうがうまくいかない理由の一つとして、当然費用面の部分もあると思いますけれども、私たちが事前に聞いていた中身、これまでいろんな話を聞いた中では実際にそこに従事する職員が足りない、それで受入れができないということでお話をずっと聞いておりました。ただ、実際それが本当なのか、そして今言われたように費用面の部分が原因なのかという部分はこれから分析を早急にしていかなければいけないというふうに考えておりますので、そういう部分も含めて対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員（河野 淳君） ということは、これからやる聞き取り調査ですか介護ニーズ調査とかである程度実態を把握した上で、ここの数字は変わっていく可能性はあるというような考えでいいでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 今おっしゃったとおりだと思います。

以上です。

○委員（野口周治君） 今の時点では、例えばユニット型を明確に採用してだとか、いろんな施策を盛り込んでこれから検討しようとされている。そういうものを総合体として次の計画が出るわけで、それは聞かなければ分からぬと思うのですが、それにしても先ほどの数字のところでやはり総数で大きく小さくなる。少なくとも森町の人口動態ぱっと見る限りでは、そういうことが人数の側で起きるとは考えにくいので、要は社会全体でどうやって吸収するかがセットでないとこれは成立しない議論をやろうとしていると理解をするのだが、それで間違いないかどうか、これが1つ。

2つ目に、そのときに行行政の今の町の立ち位置というのは、切り捨てないと、維持するのだということを明確におっしゃっているので、大変結構なのですが、費用問題は別として。その中で、例えばこの移動するときに行く先がありませんという形で出される人、あるいは入れない人を生まないという決意なのか、それは場合によるということなのか。同じように、行く先はあるのだけれども、費用的にそれは入れません、行けませんという人たちは、行く先はあるのだから、費用の問題は私たちは知りませんなんということが起きるのか起きないのか。これは今の時点では覚悟の問題ですけれども、町としてそういうことは起こしませんという立場なのか、場合によってはあるかもねということなのかをお答えください。質問は2つです。さっきの数字のつくりと今の2つ。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の部分です。いろんな部分で人数等変化等ありますので、野口委員おっしゃったとおり、社会情勢等も全体的に見た上でこういう部分は検討していきたいと思っています。

2点目の部分です。確かに行き先がないとか、そういう部分に関して、費用面の部分とかいろんな問題があると思います。担当課といたしましては、この部分に関しては当然あってはならないことだと思っていますので、実際にこれから行う調査、要は個別に行う調

査、入所者に対して、家族に対して、そういう中でどういう意見が出るかという部分を明確に捉えながら進めていきたいと考えておりますので、実際に今言った費用面の問題とか、あと施設がここでは嫌だとか、いろんな問題あると思います。そういう部分を丁寧に拾い上げて、意見を集約しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） 町のスタンスということで副町長から何かコメントあれば。よろしいですか。要らなければ……。

（何事が言う者あり）

○副町長（長瀬賢一君） 課長から今説明、答弁があったとおりなのですけれども、町のスタンスとしては、数は減少するような計画になっていますけれども、そのあふれた方についてはしっかりとケアをして行き場がないということがないように、そのところはしっかりと進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

（「差額は」の声あり）

○副町長（長瀬賢一君） 差額の部分については、これもさっき課長から答弁ありましたけれども、丁寧に聞き取りをした上で、どうしたらしいのかということは今ここで明確に申し上げることはできないのですけれども、そういう検討というのはやっぱりしていかなければならないでないかな、そうするためにはそういう検討も必要なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○委員（野口周治君） せどもがなの議論かもしれません、社会的によくあるのが施設には入れない、結局家族が面倒を見るという形になってしまふ。それが家族の生活が壊れていくというふうに現れている。これ現実にそうだと思うのですが、これも私は大変懸念をしておりまして、そういう行くところがないので、家族が何とかしなさいのような話ではない。もちろん家族がどこまで義務があるかという議論は別にあるのですが、家族は知らないよということではないと思います。ではあっても、制度が足りないのでから、家族で何とかしてねというのは、そういうこともないですよねということについてはいかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

町が施設を閉じて、施設の入所者を締め出して、それを家族の方に押しつけるというよ

うなことは決してあってはならないことだというふうに思いますので、そういったことはもちろん野口委員と私も同じ意見だと思いますので、そういったことはないようにしっかりとこれから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員（河野文彦君） ちょっとおさらいもさせてほしいのですけれども、今50、50、29という箱があるわけです。そのうち、50を閉鎖して79を残してというような計画なのかなというふうに思ったのです。現状その数字に移行したときにはあふれる方がいるのではないかというのが今のところの推移、これは計画であって推測の域でしようけれども。そもそもあのシャリテの件でいろいろ質疑したときに、今何かをしなければシャリテの経営が云々かんぬん、それでそこから出なければならない人がいる、あの施設が好きな人がいる、駒ヶ岳が見えなければ駄目だとか、そんな理由で始めたこの事業というか、支援からのスタートだったと思うのですけれども、その話と今の話って随分乖離てしまっているなどいうふうに思った、僕的に。こっちからあふれたからとか施設がもう駄目だからとか、閉鎖するからとか破綻するからという理由で、誰一人そんな移動しなければならないとか、そういう方を出したくないというような説明を受けていたと僕は思っている。その話を思い出すと、今はもう1つ閉めるから、箱ちっちゃくなるからあふれます、いやいや、寄り添って、よそに行ってもらいますと。何か話がつじつまが合わないような気がする。僕的には個人的には50、50、29という箱があって、全部運営するのだ、そうなったら移ってくださいとかあふれましたというのはないかもしれない。でも、やっぱり財政の負担だとか経営状況を見ると、僕は施設のスリム化、リストラというのは必要だと思う。だから、この計画自体にはそんな反対するつもりはないのだけれども、ロジックの部分が随分最初と今とずれているのではないのというのが疑問なのです。そこをどうお考えかお聞かせ願えれば。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時58分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） 河野委員のご質問にお答えいたします。

当初シャリテさわらのほうから経営が苦しいということで町に来ました。そのときにいきなり施設を閉じてしまうと急に50の方が行き場を失うと、介護難民になってしまうということで、それは避けなければならないということで、町で財政支援をすると。それは期限を決めてということで、そしてそれと同時に施設統合に向けて今検討をしているところでございます。当時は、当時といいますか、いきなりやっぱり介護難民になるという部分と、そして今ここにきて統合に向けて入所の調整をしていきながら、これあくまでも入所者の調整ということで、入所を停止するだとかということによってある程度人数が少な

くなっていくことも考えられますし、また町のほうの、先ほど政策という話も出ていましたけれども、違う施設に行くに当たってやはりそういった方々のケアというのも、これ実際にできるかどうか分からないですけれども、そういう検討もしていきながら調整をしていくということでございますので、そういったことで食い違うということに対してはちょっと認識が違うのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」の声多数あり)

○委員長（伊藤 昇君） ほかになければ森町高齢者福祉総合計画についてを終わります。次に、特別養護老人ホーム統合に関する協定書についてを議題とします。

宮崎保健福祉子育て課長、説明願います。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 本日柏渕さくらの園園長が体調不良の理由で自宅療養中のため、私のほうから説明させていただきます。

（2）、特別養護老人ホーム統合に関する協定書についてご説明いたします。3ページをお開きください。この協定書は、令和7年8月7日に締結したものでございます。

1、協定の目的については、統合の円滑かつ適正な推進、利用者の生活の質向上、施設運営の効率化、持続可能な地域介護体制の確立としております。

2、統合の基本方針については、運営形態は公設公営を基本とし、統合時期は令和9年度をめどに、基本姿勢は利用者本位のサービス向上と収支改善の両立としております。

3、協定の内容については、連携、協力する主な事項（1）から（9）までの9項目としております。統合シミュレーションの作成による財務及び収支予測、統合計画の策定による工程表、必要経費の整理、インパクト検証による利用者、財政、地域への影響調査、施設の管理運営体制、人員体制、業務分担、職員の労働条件の整理による待遇や配置の調整、利用者、家族への説明、合意形成、生活支援、運営収支の改善に関する取組、入所者調整に関する協議、その他統合に必要と認められる事項としております。

4ページをお開きください。連携の進め方については、情報共有会議を定期的に開催し、具体的な役割分担、方法は協議の上決定、必要に応じて覚書を締結、定期的に進捗確認を行い、課題を整理、共有し、進めてまいります。

5、他の取決めについては、秘密保持、有効期間、見直し、疑義への対応について定めております。

6、まとめについては、本協定は森町ときわら福祉会がさくらの園、シャリテときわら、シャリテの森の統合に向けて協力体制を明文化した基本的な合意文書であり、統合により利用者サービスの質向上、運営効率化、財政健全化を同時に実現することを目指すものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） 協定書については、2ページについて記載がされておりますの

で、項目ごとに質疑をお願いします。

1番、協定の目的、これについて質疑ございますでしょうか。

○委員（斎藤優香君） 協定書というか、この統合に関する全体的なことの質問になると思うのですけれども、この統合の最終的な意思決定権限の責任者は誰なのか。複合施設と違ってこの統合を途中でやはりやめましたというわけには、というか延期しますというわけにもいかない事業だと思うのです、これは。なので、本当にやっぱり駄目だったということにならないように、入所者や職員もいる中で責任の所在をきちんと明らかにして進めていってほしいと思うのですけれども、最高責任者というか、意思決定は誰なのか、もう一度お願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

最終の意思決定は町長となります。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに目的について質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、統合の基本方針について、2番、これについて質疑。

○委員（斎藤優香君） （1）の運営形態なのですけれども、公設公営を基本とするとあるのです。なぜ公設公営とするではなくて基本とするというこれが入っているのかなと思って、もう決定ならするでいいのではないかと思ったのですけれども、それでこれでいくと運営形態ということは職員はみんな公務員になるということで、会計年度とかもいらっしゃるとは思うのですけれども、基本公務員ということでよろしいかということと、あと（2）の統合時期も令和9年度をめどにあってなっているのです。何かどれもこれも曖昧で、先ほどは令和9年度の4月からやり始めることしか考えていませんというお答えだったと思うのです。それがこれをめどにというまた曖昧になっているというところが、年度実施でなぜないのかというところをお願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この協定書なのですけれども、8月7日に締結したものでございます。その後いろいろと状況も煮詰まってきた部分もございまして、基本的には公設公営でいくというのは前の議会とかでももう説明してあると思いますので、これはあくまでも過去の協定書ですので、それについての説明ということでご理解いただきたいと思います。

2つ目の統合時期についてなのですけれども、以前の説明でもできれば4月の開始を目指すというような説明もしていたかと思います。できる限りそれを目標にしながら、いろいろな手続の関係でどうしても4月に始められないケースもあるかもしれませんので、一応この時点では9年度をめどにというふうに設定してございました。

○委員（斎藤優香君） 今の説明だと、これは過去の協定書って今宮崎課長おっしゃられたのですけれども、これからまた新たに協定書を結び直すということなのですか。

それと、9年度の中でやるのであれば、9年度でいいのではないかと思うのです。9

年度も4月からまた3月まであるわけで、これがそれではないということは、では令和10年になるのかって思われてしまわないのかなって、9年度にはやりますということにならないのかなというところなのですけれども。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 1点目の新たにまた協定書を結ぶのかというお話ですけれども、まず先ほどの8月に結んだ、前に結んだものですよという説明は、その時点で協定を結んで、その時点からいろんなことをさわら福祉会と町が協力し合って進めていきましょうというような内容ですので、そこからどんどんいろいろ作業を進めていくというような内容になっています。それで、9年度の部分ですけれども、統合については9年度中に統合することを目標に進めております。

○委員（斎藤優香君） ということは、基本方針も変わっていく可能性があるということですか。今協定書これから話合いの中でやっていく中でこういうこともどんどん変わっていくということをおっしゃられているのか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

このままで協定書については、これから統合に向かって検討をしていきましょうというものを書面で交わしているものです。これを作ったそもそもその根拠というのは、財政支援するに当たって、その頃から統合というお話は出ていましたけれども、何かやはり書面で取り交わすものがなければということもあって、お互いにその統合に向けてこれから進めていくための意思を確認したものの協定書であります。その後いろいろ検討していくって、さきの9月議会では町立の町営の施設をやっていくということで、これは町長から表明されております。要は時系列的に考えると、この協定書が先にきていて、その後にいろいろ考えていくって内容が詰まっています。

ただ、ではその詰まった内容を基に協定の内容を変えていくのかということについては、これはあくまでも統合をしていきましょうというか、統合に向けて進めていきましょうという基本スタンスの協定書なので、変更契約みたいに何か状況が変わったからといって、ではここの部分を公設公営のところを町営施設にするというふうに文言を一字一句変えていて協定を結び直すかというと、そういうことは今後していかない。それは、あくまでもこの協定書を基に今後いろいろなことを決めていくということは、都度都度それは説明もしてまいりますし、やっていくのですけれども、基本的なスタンスは統合に向けてお互いに進めていきましょうというための書面のことではありますので、そこについて個々の内容、今話していることとこの協定の内容について中身にそごがあるのでないかということについても、今の時系列的にいくと最初の根本のところがこれで、それからいろいろ話し合っていますので、その辺についての協定書の中身について理解していただければと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） 年度のめどって何かなかったっけ。

○総務課長（濱野尚史君） そのときにも具体的に、では何年度の何月ということまでは

できなかった、そこまで明言して言及することはできなかつたので、協定の中身として今段階で進めるに当たつての当面のゴールとしてそこを記載しているものでございます。実際では何月に統合できるのかというのは、先ほど課長言ったとおり、4月に統合できれば一番いいのですけれども、私たちも社福と町営の施設で、ましてや使う施設が社福の施設を使うということになりますので、統合のパターンとすれば多分一番ハードルが高いのかなというふうに思っています。例えば仮にシャリテが町立で、さくらの園も町立の施設であれば、それを1か所にするということであれば片方の施設を閉所すればいいのですけれども、次に例えばシャリテが公立の施設で、さくらの園が社福であったとすれば社福を閉じて公立の施設に移るということで、それも次にはハードルは高いのですけれども、多分次の段階だと思います。今回は社福の法人を閉めて、社福が使っていた施設をこっちの施設を閉所して公設としてシャリテに移るということで、いろいろ考えてやっていかなければならぬこととか、手続とかもかなり煩雑になると思っています。実際これを何しなければならないかというのは、先ほど9月で議決いただいたコンサルの業務で財政シミュレーションも併せてやっていきながら、実際その統合に向けてどういった段取りで進めていかなければならぬのかということの今後8年度にそれも支援もいただきながらやって、そこの具体的なそのスケジュール案が示されてからでないと私たちのほうではいつからやりますというふうにはっきりまだこの段階で明言できるかというとなかなか今明言できないので、そのために今コンサルを入れて大まかなめどをこれから決めていきたいというふうに考えておりますので、その辺についてもご理解していただければと思います。

以上でございます。

○委員（斎藤優香君） 答弁漏れ、先ほど聞いた中で公設公営になるということは勤められる方たちは公務員になるということで間違いないのですよねということなのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

町立の施設であれば、町の職員というのは正職員と会計年度任用職員、大きくこの2つに分かれていますので、これらのいずれかで任用することになると思います。ただ、公設公営でやるからといって全部公設公営でやるのか、例えば調理部門は民間に委託するとか清掃の部分だけ民間に委託する、実際うちの例えば町立病院でも公設公営でやっていますけれども、清掃は民間に委託していますし、そういう部分で一部の業務について民間に委託することはありますけれども、町の職員として任用しているものについては、統合後基本的な部分は職員あるいは会計年度任用職員で任用することになると思います。

以上でございます。

○委員（高橋邦雄君） 私も運営形態で、公設公営を基本とする、今のお話を聞いている限りでは協定書の中身として進んでいく部分は公設公営型だと思うのですけれども、先ほど総務課長もコンサルの話もちょっと出ましたけれども、コンサルの今回の役割としては比較や法令上の留意点を提示していくということなので、その中身は町営、社会福祉法人、

独立行政法人って3つになっていると思うのですけれども、基本とするとすれば、公設公営型でやるのだとすればその比較対象は別に必要ではないのだと理解していくのですけれども、その部分どうですか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この資料の中の一部で、それこそ9月の議会に予算取りするための部分の資料として精査していたものもちょっと一部入っています。公設公営を基本としてというか、町営施設で今後統合していくことを今第一に考えておりますので、実際これからこのコンサルと業務するときにそこまでの業務を果たしてやる必要があるのかどうかというところも整理しながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○委員（野口周治君） 各論ではないのですが、今日この2枚物の資料、協定書についてを出してもらった意味を確認したいのですが、これ求められたから出したということなのでしょうか。それとも、今改めて説明したいということが何かあったのでしょうか。あるいは、この協定は8月、さつきおつしやったとおり2か月ちょっと前のもので、そこからの進捗を含めて現状を理解してねという趣旨なのか、何を狙って出したのかなと。項目は、見ていて一言で言えば新味はないし、そうだろうねということがいっぱい書いてあるのですけれども、何を情報として出されたのか私うまくつかまえられなくて、お願ひします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

今回この特別委員会の調査事項としてこういう資料を提出を求められたということで、うちのほうで用意して提出させていただいております。

○委員長（伊藤 昇君） 2番の統合基本方針、これについて質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは次に、協定の内容に入ります。質疑ございますでしょうか。

○委員（河野文彦君） これは、これから統合に向けての取りあえずの協定書でしょうから、一つ一つどうこうって言ってもまた仕方ないとは思うのですけれども、すごく気になったのが1つあったものですから、質問します。

これは、森町と言ってしまえばさわら福祉会の協定だと思うのですけれども、（4）番、施設の管理運営体制、あと業務分担、分担するということはさわら福祉会と森町が業務分

担してやっていくということなの。（4）番。

それと、その管理運営、要は運営も今後さわら福祉会が携わるということなのか。その辺どういうふうに捉えているか。これは、だから当時のまでは協定ということで結んだことでしょうけれども、もしこの（4）番に対して今どのような認識でいるか聞かせてもらえば助かるのですけれども。何でこんなことを聞くかというと、もう私たち経営できません、バンザイです、お金出してくれないと大変なこと起きますよって言って補助出したわけでしょう。その状態で今後も運営にさわら福祉会が携わるのかどうかというところすごく気になるものですから、今の時点はどういうふうにお考えか、そこを聞かせてもらいますか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。こここの業務分担につきましては、業務内容の誤りでございました。失礼いたしました。

○委員長（伊藤 昇君） そうしましたら、3ページの（4）の業務分担を業務内容に訂正するということでよろしいでしょうか。

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） そのように皆様よろしくお願ひいたします。

○委員（河野文彦君） 運営体制というところでのお答えがなかったと思うのですけれども、今の業務の分担の部分は、分担ということは分けてそれぞれやるということの意味だと思うのだ。それが分担でなくて内容って訂正されたので、そこは分かりました。ただ、管理運営体制について、協定だから今後どういうふうにしていくかというある程度の青写真があるのかなというふうに思うのですけれども、その辺を聞かせてもらえばなと思いますけれども。

○総務課長（濱野尚史君） これも先ほどの斎藤委員と同じになるのですけれども、公設公営、いわゆる町立の施設としての視野には入れて進めてはいましたけれども、その段階で断定的にまだしているわけではなかったので、これはあくまでも協定を結んだ段階での協議内容ですので、含みを持たせていると言ったらあれかもしれないのですけれども、一応検討のテーブルにいろいろな運営形態とか、そういった部分も今後視野に入れましょうねということでその部分が載っています。ただ、それが時系列的に今は公設公営でいくということで進めていますので、その辺の表記の違い、表記のあれだということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ありませんでしょうか。よろしいですか。  
（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、4ページの連携の進め方、これについて質疑ございますでしょうか。

○委員（千葉圭一君） （1）の情報共有会議を定期的に開催する、初めて聞いた言葉なのですけれども、これと（4）の進行管理をどういうふうにやるかという、定期的に進捗管理を行い、課題を整理、共有する、この課題を整理、共有するということは（1）のこの定期的に情報共有会議をやって進捗確認を行って課題を整理、共有するという、要するにこの情報共有会議の内容を（4）にただ示しているだけではないのですかということです。要するに情報共有会議はこういう内容でというのがこの（4）と違うふうな内容の情報共有会議の進め方をするのであればいいのですけれども、この情報共有会議が初めて聞いた言葉なので、これを定期的に開催するということは（4）をやるということなのではないですか。そうしたら、たくさん言葉が羅列していますけれども、（4）というのは情報共有会議の説明にしか当たらないのではないのですかということです。

○総務課長（濱野尚史君） 千葉委員のおっしゃるとおり、情報共有会議に（4）番のことについてもいずれも包括されるというふうに取っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。  
（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） なければ、5番と6番まとめまして、その他の決めとまとめ、これについて質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） なければ、特別養護老人ホーム統合に関する協定書についてを終わりります。

次に、行政・シャリテさわら・統合推進人材・コンサルタントの役割分担についてを議題とします。

宮崎保健福祉子育て課長、説明願います。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） （3）、行政・シャリテさわら・統合推進人材・コンサルタントの役割分担についてご説明いたします。

5ページをお開きください。1の行政の役割については、（1）の統合主体としての責任、（2）の財政調整、（3）の人事、雇用関係の調整の役割を担います。内容については記載のとおりとなっておりますが、統合に関し、全体を統括いたします。

2のさくらの園の役割については、（1）の現行運営データの提供、（2）の現場課題の共有、（3）の統合への準備対応、（4）の法令、制度整備、（5）の利用者、家族対応の役割を担います。内容については記載のとおりとなっておりますが、統合準備と利用

者対応が主な役割となります。

6ページをお開きください。3のシャリテさわらの役割については、（1）の法人運営データの提供、（2）の統合後の条件整理、教育、（3）の法人意思決定、（4）の現場対応の役割を担います。内容については記載のとおりとなっておりますが、シャリテさわらの運営状況及び介護サービスの状況について提供する役割となります。

4の統合推進人材の役割については、（1）の現場調整、橋渡し役、（2）の実務支援、（3）の進行管理、（4）の入所者、家族説明支援の役割を担います。内容については記載のとおりとなっておりますが、現場、行政、法人を行き来しながら実務推進役、橋渡し役として統合を進めてまいります。

7ページをお開きください。5のコンサルタントの役割については、（1）の財務、経営分析、（2）の制度、法的助言、（3）のプロセス設計、（4）の持続可能な運営モデル提言の役割を担います。内容については記載のとおりとなっておりますが、専門的な知見から全体を支援いたします。

6のまとめについては、（1）、行政は統合に関する統括を担います。（2）、さくらの園は町営施設として統合準備と利用者対応を担います。（3）、シャリテさわらは法人施設として運営知見とユニット型特養の運営方法を提供します。（4）、統合推進人材は実務推進役として現場、行政、法人の橋渡しを担います。（5）、コンサルタントは専門分析と中立的提言により全体を支援します。

行政、シャリテさわら、統合推進人材、コンサルタントが連携協力し、統合に向け進めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） そうしましたら、5ページの1番、行政（森町）の役割から順次7ページのまとめまで1つずつ項目ごとにまいりたいと思います。

1番の行政（森町）の役割について質疑ございますでしょうか。

○委員（斎藤優香君） 先ほどとまた重複するのですけれども、こここの行政の責任者は町長ということでよろしいでしょうかというのと、あと（2）の財政調整なのですけれども、一般会計からの繰入額の見通しを踏まえってなっているので、見通しは立っているのかというところ、この見通しがついているから統合なのではないかと思うのです。シミュレーションもないまま統合が先に先行して、また中止ということになりかねないので、財政圧迫はしていないのかって、これは大丈夫なのかというところと、あと北海道の補助制度というのはどのような制度があるのか教えてください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

先ほどと重なりますけれども、行政の責任者については、これは町長でございます。

次に、一般会計からのこの繰入額の見通しを踏まえということで、もう今何か見通しが立って進めているという、ちょっと資料のつくりの部分もあると思うのですけれども、果たして統合後にざっくり言うとどういう繰出金の推移になるかというところについては今

現段階ではまだ不明であります。それを今後どういうふうに推移していくのかというところをコンサルに委託して、今後まずはさくらの園の場合でいくとサービスの収入として入ってくる部分の収入とかかる費用の単純にその差額が町からの繰り出しという形で出していますので、同様に考えるのであれば新しい統合後の施設での収入とそのかかる費用のその差額を繰り出しという形で出さなければならぬと。では、その金額が今どれくらいで、具体的にどの金額くらいまでなら果たして耐えられるのかというところについて今現段階で具体的なその数字を用いて何か説明できるものがあるかというとまだございません。今後まずどれくらいの費用とどれくらいの収入が見込めるかということについては、コンサルに委託をして収支の予測のシミュレーションを出してもらいます。果たしてそれが財政に今後どういうふうに影響してくるのかということについては、その後きちんと精査して、しかるべきタイミングにご説明したいと思っています。確かに公設公営でいきますという方針については町のほうでは示させてもらっています。ただ、実際本当にそれで進めるかどうかというところについては、これまでも例えば全協だったりの質問のときにもそうだったかと思うのですけれども、きちんと将来の予測を立てた上で、本当にそこに統合に進めていいのかどうかというところについて一旦またちゃんと判断させてほしいということについては、これまでもご説明させていただいていると思っています。今この段階で財政のシミュレーションが相当悪いシミュレーションが出たからといって、統合しないということを選択するというのはなかなか難しいとは思うのですけれども、今の段階ではあくまでもそこについての収支の予測をきちんと立てて、本当に耐えれる範囲のものの収支になるのかどうかというところを精査するということをまずやらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） 北海道の補助、質問あったので。補助制度の活用って記載されているのを質問されていたので、そこを答弁お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） すみません、これについてさくらの園園長がいればその補助の部分について施設の担当としてちょっとお話しできるところだったので、何分今日欠席しておりますので、この回答については持ち帰させていただいて、何かの機会で改めてその活用できる補助についてはご説明させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（斎藤優香君） そうなのです。最初に公設公営でやるを基本にして、私のさっきからの質問に戻りますけれども、そうすると職員の皆さんには公務員になる。そうすると、今よりも、さくらの園よりも当然働く人数は増える。そうすると、そこに係る財政というのはもっとかかるてくるということはもう分かっていることで、この見通しがどこまでというのはある程度立ててからこの統合という話になつていかないと、何かおかしくないですかって思うのです。その財源がないまま、やりたいことだけをやれそうだからやってみ

るでは駄目で、そういう見通しはやはりコンサルに入る前に、この間のときも財政シミュレーションを出していただきましたけれども、そういうことは役場内でできるのではないかと思うのです、ある程度。もしもこのようになっていったときにはこうなるというぐらいの資料は、町で作らないといけないような気がするのです。全部コンサルに丸投げで、コンサルがこう言ったからできる、コンサルがこう言ったからできない、ではもうできないねってなるのは、これはいかがなものかと思うのですけれども、その辺りこの計画に対してちょっとお願ひします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

単純にですけれども、町立てやったとしたら今シャリテで働いている職員は公務員になります。向こうでいう介護の部門も正職員と臨時職員的に2つに分かれています。正職員の場合だと数年前まではシャリテのほうが年収ベースで給料が高かったです。ただ、この2年間での人事院勧告の上がりで、今はうちの会計年度任用職員がシャリテの職員の年収を上回っているということになります。ただ、これも今後どういうふうに人件費が推移していくのか、民間ですので、向こうは最労賃を意識しながらやっていると思います。私たちのほうは、人事院勧告に基づいて給料の改正します。今回は大きい上がり幅だったので、そういった逆転が生まれてしまって、今は会計年度のほうが高い。では、仮に向こうで今正職員と呼ばれている人が統合後に会計年度任用職員になったとしても今よりは収入が高くなる、逆に言うと費用はその分膨らむということになります。ただ、実際それに配置基準も一定程度は決まっていますので、では向こうの職員の人件費を計算して、それと配置基準に合わせてある程度の人数を切るところは切っていくという、そういうざつとした計算でのシミュレーションはできるかもしれません。ただ、収入の中でいっても今現状で収入を取れていないところが本当にならぬのかどうかと、加算をもうちょっとこうすればできるところがあるのか、そういった部分の単純な収支の部分だけではなくて、いわゆる経営として本当にいい手法をどういうふうにするのかってなると、私たちのほうはそういうふうに経営については、そういうこと言うとお叱り受けるかもしれないですけれども、やはり経営の部分についてはちょっと疎いところもありますので、今度はその単純な収支を追っかけるだけではなくて、経営としてどういうふうにして町の負担を少なくしていくのかというところについてきちんとそこの予測を立ててもらうということを考えるのであれば、やはりプロのそういうコンサルに委託して収支を出してもらう。今言ったとおり、単純に職員一つの部門だけで考えても費用がかかるることは目に見えているというか、そういう結論に今の段階では至ってしまうことになるのですけれども、果たしてそこの部分を上回るだけ効率的な経営ができる、なるべく今のさくらの園の繰出金以上にお金を出さなくてやっていける方法がないのかというのを模索していくためにこれからやっていくということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（斎藤優香君） そうなのです。これから改善策とかはコンサルがるべきものだ

と思っています。だけれども、今までやってきたものというのは、さくらの園なり、シャリテさんでも持っているものというのを突き合わせてみて、今こんな状態だというのはやはり町が把握して、それをもってきちっとコンサルと対等にお話ができるぐらいになつていないと、コンサルが言っていることが皆さんちゃんと理解はできていると思うのですけれども、ではそれやればいいのではないというふうにもならないような気もするのですけれども、その辺り、さっきの情報共有委員会みたいなのあるのですけれども、準備期間としてさくらの園とシャリテと行政とそこが集まって話す中には、やはりもうちょっと行政側も資料を持って挑むべきではないかなと思うのですけれども、どうですか。

○総務課長（濱野尚史君） すみません、園全体のことになつてくるとちょっと園長がいないと何とも言えないのですけれども、私がこの統合に当たって総務課の管理職として今後関与していくべきことというのは、公設公営で今進めるということになっていますので、今そちらのシャリテで働かれている民間の方が今後町職員になった場合どういった給料になるかということを全員分初任給計算をして年収を全部算出しなければ、逆に言うとコンサルのほうはその資料がなければ比較する対象の基礎資料がないものですから、そのシミュレーションができないということになります。あくまでもコンサルに全部それをお願いしてやってもらうわけではなくて、私たちもそういった部分で基礎資料としてのものは作成しなければ、これは別に今こういうふうに作ってくださいって言われているから言っているわけではなくて、統合のシミュレーションするということで公設公営でいくとすれば正職員としての給料を試算しなければならないということは当然分かっていることになりますので、そういうことについては私たちのほうもやっていきながら、最終的にそこの数字を積み上げていったときに、では効率的に経営するための手法は何なのかということをやつてもらう。全部やってもらうわけではなくて、私たちのほうも一生懸命汗かいてやらせてもらいますので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） それで、私のほうからちょっとお聞きしたいのですけれども、さくらの園の園長がいなかつたら、この今の資料で出してきている部分、6番までのその他まで、これというのは相当数説明できないものがあるということで捉えていいのですか。それとも、ある程度のことは全部皆様で説明できるということで進めていいのか、そこはどうなのだろう。

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） 休憩でいいです。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長（伊藤 昇君） そうしましたら、次にさくらの園の役割について議題といたします。質疑ございますでしょうか。

○委員（斎藤優香君） このさくらの園の責任者は、まず柏渕さんということでよろしいでしょうか。

それとあと、（3）の入居者数を調整してなっているのですけれども、入居者を調整するのはさくらの園のみになるのか、シャリテは入居者は調整していかないのか。シャリテのほうにはそれがちょっと見当たらないような気がしたので。100から50になるので、調整していかなければならぬのでしようけれども、何年ぐらいで行っていくのかということは、もう今から入居者調整をしていかないと令和9年度までにはある程度半分にしていくということは難しくなってくると思うのですけれども、この辺りを1年間でやろうとしているのか、それとももう今から始めようとしているのかお願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、さくらの園の現場の責任者としては柏渕園長になります。最終的な責任者については町長でございます。

それから、入所者の調整の仕方ですけれども、まず今入所者の意向調査等を実施している最中ですので、それを踏まえて、必要な人数といいますか、調整しなければならない人数というのもおのずと出てくると思います。やはりそれに間に合うように、なるべく時期も間に合うように調整をしていきたいなと思っております。どちらでやるのかという部分についてはやはり両者で、さくらの園だけでは恐らく間に合わないのではないかなどいうふうに予測しておりますので、最終的には両者で、さわら福祉会のほうとさくらの園と両方で調整していくような形になると思っております。

○委員（高橋邦雄君） 僕もちょっと同じところなのですけれども、入所者数を調整することは、令和9年に向けて現在は入居に対して制限をつけていますと、今後受入れはちょっとできないという形で多分で動かれていると思うのです。その部分、先ほどもちょっとテーマにあったのですけれども、これ福祉サービスの低下にもなりますよね。結局は入居したいのだけれども、入居できない、制限をつけていますよという方向を取らないといけないことになるので、再配置に関しましても現在の人数を約2年間で50に收めようすれば多分、僕の予測ですけれども、25から27ぐらいにちょっと試算できるのではないかという部分があるので、現状今入居に対して制限はかけているのですか。ということは、入居判定委員会というのがありますよね、さくらの園にも。その中でも結構議題として上げられている部分だと思うので、その部分今現在どのようなことを取組を行っているのか、もしここで話せることであればちょっとお聞きしたいと思いました。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

調整については、まだスタートはしておりません。ただ、先ほど高橋委員のほうから調整するにはというお話をあったのですけれども、実際は50減るのではなくて、129から79に減

るので、その差が……

(何事か言う者あり)

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 失礼しました。シャリテの森が今休止状態でゼロになっている部分がありますので、その分もう少し少ない調整で済むということで、ただ間に合うように進めていきたいなと考えております。

○委員（野口周治君） 前のテーマでの質問と重なるのですが、現在の入居者がどこに収まるかという話での、要はあふれる人が出ませんねという話を先ほど確認しましたが、これから入居したい人も出てきます。そういう人たちについても同じことでいいのかどうか。つまり今いる人で精いっぱいだから、新しい人の受入れは基本的に止めませんというようなことを考えるのか、考えないのかということでお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、入居者、新しく入ってくるほうは止めないとならないと考えております。そうした上で今いる入居者をまずはあふれないように転居させると、そういうのがまず先決かと思っております。

○委員（野口周治君） そうすると、事はこのシャリテとさくらの園問題を超えたところに影響が及ぶということになるのですが、この問題にどう臨もうとしているのかということをお答えください。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

今の部分ですけれども、今入居を止めたことによってさくらの園なり、シャリテに入れない方、そういう方については他の施設をあっせんするなり、いろいろ相談に乗っていかなければならぬのですけれども、それ以外の方法についても今後どういうことができるのかという部分については検討していきたいと考えております。

○委員（野口周治君） 今の最後の辺りが大変含みのある表現なのですが、要は今入っている人には権利があるけれども、入っていない人は権利はないのねというふうに仮に議論

を立てると、それでいいのかということにつながる話だと思うのです。それを根拠もなく全部何とかしますというふうに言われても、それは困るという面はある。ただ、今議論しているのは統合の話なのだから、そっちは別途というふうに外れて、いざそのときになつたら現実に行くところありません、相談には乗ります、お困りですよねと。でも、何とかしてください、行くところないですからというのでは困るあたりのもう少しニュアンスとしてどうなのかということをお尋ねしたいのですけれども。今言えないのだったら言えない、このことについてはいつまでにどうする、検討するなら検討するという答えもあると思います。ただ、このテーマはあるよねということだけははつきりさせておきたいので、しつこくお尋ねしているのです。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

今統合を進めるに当たり、やはり今いる入居者が移れないということは極力避けなければならないことだというふうに考えておりますので、まずは入居者がスムーズに転居できるように調整のほうは進めていきたいというふうに考えております。ただ、それによって入れなくなった方につきましては、先ほども話題に出てきている福祉サービスの低下につながらないように極力していきたいなと考えておりますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは次、6ページの3番、シャリテさわらの役割について議題といたします。質疑ございますか。

○委員（斎藤優香君） 同じ質問になるのですけれども、このシャリテさわらの責任者はどなたになりますか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

シャリテさわらとシャリテの森は、さわら福祉会という法人のほうで運営しておりますので、そこの法人の理事長である坂本喜達さんが最高責任者になります。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは次に、4、統合推進人材の役割、これについて質疑ございますでしょうか。

○委員（斎藤優香君） 同じ質問になるのですけれども、この方はどこの所属になって、責任者となる立場になるのか、それともどういう立場でこの役割を遂行していくのかお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、この統合推進人材の任命権はあくまでも町長ですので、最高責任者は町長になると思います。ただ、先ほどのさくらの園もそうですけれども、現場としての責任者とすれば園長になりますので、実際の業務の管理という部分で考えると、その管理者とすれば園長になるかと思います。この任用される統合推進人材の身分ですけれども、会計年度任用職員というふうになります。

以上でございます。

○委員（斎藤優香君） この方は、どこかにいるとかという場所はない、ぐるぐる回って歩いて、使うのはどうなのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この職員のまづ身分は森町の会計年度任用職員になりますが、基本的にはその勤務の多くの時間はシャリテさわら、さわら福祉会のほうの事務所のほうに席を設けていただきまして、基本的には、基本的というか、多くの時間はシャリテのほうで勤務するという形になると思います。

以上でございます。

○委員（千葉圭一君） （3）番の進行管理についてお尋ねいたします。

この統合推進人材が進行管理でまた新しい名前が出てきたのですけれども、統合準備会、さらに調整会議、何のことだなのですけれども、この事務局として進捗管理を行う、これ統合推進人材の役割になっているのですか。前回の説明だと、全ての項目について推進するのは別にいて、それを支援するというために統合推進人材がいるということで説明を受けているのですけれども、この（3）のよく分からない準備会とか、会議のこれもそうですけれども、これから質問したいなと思っていた（6）番のまとめにも実務推進役とかって書いてあるのです、統合推進人材。一体統合推進人材というのは、定義は何が正しくて、どういうふうな進め方をしていくのが統合推進人材のことを言っているのかも一度改めてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（濱野尚史君） 言葉の一字一句の説明というよりは、全体として説明させてもらいたいのですけれども、まずこの統合推進人材の登用した役割なのですけれども、今後統合するに当たってまず一番大きいものとしての検討しなければならないのは、1つには財務の部分があると思います。あとそれから、統合に関するスケジュールの部分も出てくると思います。まず、大きく言って財務の部分については、それこそコンサルにこれから委託して、財務の部分を担っていただきます。ただ、財務の部分だけがクリアになれば、ではそこで統合ができるのかということになってくると、そういうふうにはならないと思っています。実際例えば介護の現場でも合併した次の日からさくらの園の職員があっち行

って仕事してくださいというふうにもならないでしょうし、それはいろんな分野の看護の部分もそうであれば、そういったところの部分があります。要はお互いが、施設というか、特にさくらの園の職員については勤務場所が変わるわけですから、そこら辺を勤務に慣れてしまうというか、施設にも慣れてもらわなければならぬですし、現有しているシャリテの職員との交流とか、そういったもので現場にも慣れてもらわなければならぬ。あるいは、今後は統合後はさくらの園の入所者だけではなくて、今シャリテに入っている入所者についてもさくらの園の職員が介護を進めていかなければならぬということもあります。そういう部分の人的部分については、財務の部分だけでは賄い切れないこともありますので、ではそれをさくらの園の職員が全体として調整して全部できるのかというと、またそれもなかなか難しい。そこで、ここでいう橋渡し役としてやっていただく。あるいは、この統合の話をするときにもいろんな議員の皆さんからも質問があったかと思うのですけれども、やはり私たちも懸念しているのは向こうの人間関係の問題ですか、いろんな部分について懸念する事項もございます。これもやはりシャリテで働いている人たちというのは、分かっていても声を上げない場合もありますし、あとはその施設にいることによってそれが当たり前だと思っていて、そういう問題とか課題点に気づかないという部分もあると思います。では、町の職員がそちらにたまに定期的に行くことによってそこの部分が全部実態が明らかにできるのかというと、これもまた難しいので、そういう部分で向こうで抱えている課題もきちんと内部に入っていただいて町に報告しながら、解決すべき事項についてはきちんとそこは解決していくということを進めるために、まずこの統合推進人材を任用しているというふうに私は考えています。それの中の報告の仕方ですとか進め方の在り方について、たまたま今ここではそういった表記をちょっとしているということになりますけれども、今後の表記の在り方とか、情報共有会議とこの言っている会議が何が違うのかというところについては、そこは資料として今こういう文言出させてもらっていますけれども、そこについては整理して、基本的には名称のいかんは問わずにきちんと情報共有をして、必要であればちゃんと打合せ、会議をやって進めていくというスタンスでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（千葉圭一君）　お話の内容はよく分かりましたけれども、この統合推進の人材の方はこの事務局の責任者になるということですか。何かよく分からぬ。責任者はたしか柏渕さん、この統合推進人材の方はいろんな調整をしながら、その報告を柏渕さんにする。必要な会議があって、そこに呼ばれたら行って、説明を求められたら説明をする。だから、あくまでも全部を把握しているのは柏渕さんでよろしいですか。これだと、このままでいくとこの統合推進人材の人はよく知っているけれども、町職員に皆さん方がこの人がいないと分かりませんということにならないような進め方をしていただきたいのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君）　お答えいたします。

まず、さくらの園の組織のことについてお話をさせてもらうと、この職員を任用するに

当たってさくらの園に統合推進室、統合推進係、ちょっと名称はあれですけれども、統合推進のための係を設けるつもりで今おります。そこにこの統合推進人材、会計年度任用職員になりますけれども、配置いたします。機構上の部分でいっても、実務上の部分でいっても常にそこの部分のまず第一の情報の共有のする相手方とすると柏渕園長になります。その部分で、例えば職員の部分でどうしてもすり合わせしなければならないことであれば、私がそこの部分の責任を担う立場になりますので、そういったところで一緒に、全部が全部ここの今いるのが集まってやるかどうかというところはその場面、場面でまた変わってきますけれども、全てのことについては園長が把握するべき立場にいるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、7ページの5番、コンサルタントの役割について議題とします。質疑ございますでしょうか。

○委員（斎藤優香君） （3）のプロセス設計のところなのですけれども、令和7年度後半からってなっているのですが、後半っていつを思っているのか。もう後半に入っていると思うのですけれども、これが工程表を策定するってなって、できているのかというところをお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

後半というのがどういったあれか、何をもって後半なるのかというのはちょっと私あれですけれども、今ここに業者にお願いしていることは1つは財務の分析です。それと、実際統合するとなった場合、ではどういうスケジュールでやっていかなければならないかというところの部分のスケジュール管理のことです。これって両方で進めて、こっちが終わったら、財務が終わってからとかということではなくて、両方一緒に進めていきますので、私たちのあれとすれば年内か、あるいは1月中旬くらいまでというふうにその工程表を示していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 全体的なことでいいですか。

○委員長（伊藤 昇君） 全体でよろしいです。項目に分けていますけれども、関連があると思うのですが、あまりにもボリュームが多過ぎるものですから、この項目でやらせていただきました。

○委員（松田兼宗君） 今まで今日の議論の中ではっきりしたのは、町が言っている福祉政策の後退がないと言いながら後退ですよね。それをあくまでも後退をしないのだと言い張るのですか、本当に。理解できない。それがどういうふうに考えるのかというのと、もう一つ、本当に後退させないということはどういうことなのかというと、町民の要望をどれだけ受け取れるかという問題なのだと私思うのです。とすれば、9年度って言っている

けれども、9年度以降に延ばすということを考えないのですか。それが一番福祉を後退させないということなのだと私は理解するのだけれども、どうでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

福祉政策の後退というキーワード出てきましたけれども、町としてはやはり高齢者のこの福祉後退させてはいけないというスタンス、姿勢は持っております。ただ、実際問題としてこの施設に入っている方調整するに当たっては、入れない方も万が一出てくる可能性がありますので、そういった意味においては、それは後退と言われば後退というふうに捉えられるかもしれませんけれども、そのケアというものはやっぱりこれからしっかりと考えていくという姿勢で臨んでいきますので、その部分については入所者の数を減らさなければならぬから、施設を減らさなければならぬのだけれども、そこでやはりその部分のケアをどれだけ手厚くしていけるかということがこれからしっかりと考えていかなければならぬことなのでないかなというふうに、私自身はそういうふうに捉えて考えております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 9年度以降にしないの。延ばすという考えはないのですか。例えば10年、11年まで延ばすということは考えないのでですかということです。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

それは、まず今9年度をめどにということでしっかりと目標を立てて進めていかなければ、これがまた延びるということになるとシャリテのほうの補助金を支出続けるということにもなりますし、二重に経費がかかっていくということにもなりますので、一方では入所者の調整という部分であふれた方が出てくるということですので、その部分のバランスというようなことをおっしゃっているのでないかなというふうに思いますけれども、町の財政的なことを考えますとやはり9年度をめどにというものは目標立てて、その中で皆様方にご迷惑がかからないといいますか、そういうような形でスムーズに円滑に統合していく方法というものを考えていかなければならぬというふうに思っております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） だから、今の説明聞いてると9年度、それ以降に延ばす考えはないみたいなのだけれども、それが福祉の後退になるのではない。それ自体がそうなのです。と私は理解するの。だから、認めたらいいでしよう。森町の福祉政策は後退させるのだということをはっきり言ったほうがいいのではないですか。そういうことなのです、今まで今日議論している中身ははっきりしたことは。それだけです。

○副町長（長瀬賢一君） 先ほども答弁しましたけれども、福祉の政策の後退ということは決してあってはならないというふうに私は姿勢として持っておりますので、その部分は後退をさせないような、そういった取組これからしていくということで、町長と決意を持ってそれは進めていかなければならないことだというふうに認識しております。

○委員（千葉圭一君） すみません、今後の進め方について全体的にお尋ねします。

実は、私系統図を作つてみました。今まで説明を受けた皆さんがやること、行政がやることをずらつと書き出しました。今回説明受けたやつをさらにまたプラスされると思います。こここの部分だけの説明はいつも受けるのです、この系統図。では、これを誰が、もしくはどこの部署がいつまでにやると最終的に令和9年度に経営統合ができるのかという系統図とこの後ろの最後のマトリックス、これを組合せするとスムーズに皆さん見ただけで分かりやすくなると思うのです。今お話を聞いていたら、それぞれがそれぞれいろいろと説明をしていただくのですけれども、聞いている私たちもここの文書だけを説明聞きます。今回はスタートなので、そうですけれども、今後は実際にやったレベルでいろいろと質問していかないと令和9年度までには統合が難しくなると思うのです。だから、具体的に今後はこの進捗状況等を皆さん方にお尋ねすることになると思います。だから、これを一度、多分やっていらっしゃるとは思うのですけれども、全体をきちんと管理する人と部分的に財政は例えば総務課がやるとか、何をやるかというのをちゃんと分けて、それぞれの部署の責任者が出てきて、それぞれのテーマに沿って説明をするというのが一番分かりやすいと思うのです。そういうことで、今後はそういう進め方を、私もそういう質問をしていきますので、今後特別委員会では、私の要望ですけれども、具体的にこれについては今ここまで進んでいます、担当は誰がやっていますというような報告をいただきたい。例えば入所者さんへの説明をもう既に行つたという話は前に一度聞いたことがあります。では、その入所者さんの何人の入所者、何人のご家族に、それを納得したのが何人で、こういう反論が出ましたとか、具体的な内容を何も私たちは分かりません、その場にいるわけではないので。そういういた具体的な内容も今後恐らく課題とか出てくるのでしょうかから、そういうしたものもぜひ出していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤 昇君） それ私のほうからちょっと、委員会に対する要望という部分もあると思うのです。その辺りも正副委員長という立場でいらっしゃいますので、そこを持ち帰りまして正副委員長会議に諮つて、どういう次の資料等を求めるか、説明を求めるかというところも議題にしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○委員（千葉圭一君） 分かりました。お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） お願いいたします。

ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） そうしましたら、最後のまとめに入ります。まとめで質疑ございますでしょうか。全体でも構いません。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、なければ行政・シャリテさわら・統合推進人材・コンサルタントの役割分担についてを終わります。

次に、（4）、次回の日程についてを議題とします。次回の日程についてどのように取

り計らいましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

○委員長（伊藤 昇君） 委員長一任の声がありましたので、そのようにさせていただきます。

これで次の日程についてを終わります。

次に、その他に入ります。事務局から何かございますか。

(何事か言う者あり)

○委員長（伊藤 昇君） 皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長（伊藤 昇君） その他を終わります。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（伊藤 昇君） 以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の委員会はこれで終了します。

大変ありがとうございました。

閉会 午後 0時20分